

ソフトウェア使用許諾契約

株式会社ビット・エイ（以下、「弊社」と記載します。）は、お客様（法人または個人のいずれであるかを問いません）に、本使用許諾契約書（以下、「本契約書」と記載します。）に基づいて提供する「e-NetBMS」（以下、「本ソフトウェア」と記載します。）を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。本ソフトウェアをインストール、または使用することによって、お客様が本契約書のすべてにご同意いただいたものといたします。本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストール、または使用できません。なお、弊社がネットワーク等を介して本ソフトウェアを提供している場合は、ダウンロードされる際にも本契約書にご同意いただく必要があります。本契約書の条項に同意されない場合は、ダウンロードを中止してください。

1. 著作権

(1) 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、弊社に帰属し、本ソフトウェアは日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。したがってお客様は、本ソフトウェアを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

(2) 本ソフトウェアとともに提供されるドキュメント等の関連資料（以下、「関連資料」と記載します。）の著作権は、弊社に帰属し、これら関連資料は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。

2. 権利の許諾

(1) お客様は、本契約書の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する、非独占的な権利を取得します。

(2) お客様は、本ソフトウェアをお客様の事業のためのみに使用することができます。

(3) お客様は、お客様の組織内での利用、個人的利用を目的としてのみ、関連資料のコピーを作成できます。ただし、ハードコピーか電子文書かにかかわらず、これらをお客様以外に再発行したり再配布したりすることはできません。

3. 制限事項

(1) お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。

(2) お客様は、本契約書等に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。

(3) お客様は、本ソフトウェアおよび関連資料に付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去することはできません。

(4) お客様は、本ソフトウェアを第三者に譲渡、使用許諾、貸与またはリースすることはできません。

(5) お客様は、本ソフトウェアを日本国内においてのみ、使用することができます。

(6) 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、弊社は何らの保証もいたしません。

(7) 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、弊社は一切その責任を負いません。

(8) 本ソフトウェアの利用に関して、お客様またはお客様の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、弊社は一切その責任を負いません。

(9) 弊社が本ソフトウェアの誤り（バグ）を修正した場合には、弊社はお客様に対して、修正されたソフトウェア、修正のためのソフトウェア（以下、「修正ソフトウェア」と記載します。）、またはこのような修正に関する情報を提供いたします。ただし、修正ソフトウェアまたはこのような修正に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて弊社の裁量により決定させていただきます。なお、お客様

に提供された修正ソフトウェアは本ソフトウェアとみなします。

(10) 法令により弊社が損害賠償責任を負う場合においても、本契約書に関連する弊社の責任はお客様が本ソフトウェアについて実際に支払った金額を上限とします。

4. 料金の支払い

(1) お客様は、弊社が別途定める本ソフトウェアの使用料金および初期登録費用等を、弊社の指定する方法にて支払います。なお、銀行振込の場合の振込手数料は、お客様の負担とします。

(2) お客様の支払いが遅延した場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に応じ、年 14.6%の割合で計算して得られた額を遅延損害金として、お客様は弊社に対して支払うものとします。

5. 秘密保持

お客様は、本ソフトウェアに関する情報および本契約書に基づいて知り得た情報について秘密を保持するものとし、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しないものとします。

6. 契約の期間

本契約書に基づく使用許諾は、本ソフトウェアのインストール、もしくは使用を始めたとき発効し、下記 7. により本契約が終了するまで有効であるものとします。

7. 契約の終了

(1) お客様は、書面により事前に弊社まで通知することにより、いつでも本契約書に基づく使用許諾を終了させることができます。

(2) 弊社は、お客様が本契約書のいずれかの条項に違反した場合、お客様が反社会的勢力（暴力団等）である場合、または反社会的勢力（暴力団等）と密接な関係にある場合、お客様に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約書に基づく使用許諾を終了させることができます。

(3) 上記(2)の場合、弊社は、お客様によって被った損害をお客様に請求することができます。

(4) お客様は、本契約書に基づく使用許諾が終了したときは、直ちに本ソフトウェアおよび関連資料を破棄するものとします。

8. 準拠法および管轄

本契約書は日本国法に準拠し、本契約書に関連または起因して生じる紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上